



連携中枢都市圏形成に係る連携協約書

令和元年 12 月 25 日

青森市 平内町



青森市及び平内町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

青森市（以下「甲」という。）及び平内町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏を青森圏域（以下「圏域」という。）において形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組を相互に連携して実施することにより、圏域に有する「うみ・まち・ひと」にわたる地域資源を結びつけながら、圏域の住民が活力にあふれ、圏域外の住民に魅力を発信できる持続可能で発展する圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために、次条に規定する取組について、相互に連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組及びそれぞれの役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用分担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前条に規定する取組を推進するために要する費用の負担については、その都度、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（定期的な協議）

第5条 甲及び乙の長は、連携中枢都市圏の取組に関する連絡調整を図るため、毎年度、圏域内の他の町村長とともに、会議を開催するものとする。

（疑義の解決）

第6条 この連携協約に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定める。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、甲及び乙が記名

押印の上、各自1通を保有する。

令和元年12月25日

甲 青森市長

小野寺 晃彦



乙 平内町長

船橋 茂



別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

| 連携施策 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|--|---|---|-----------------------------|
| 産学金官民一体となった圏域の経済成長等の推進体制の整備 | 産学官民一体となった青森圏域連携中枢都市圏ビジョン懇談会（以下「ビジョン懇談会」という。）等の推進体制を整備・運営し、連携中枢都市圏ビジョンの策定、進捗管理等に取り組む。 | ビジョン懇談会等の推進体制の整備・運営や連携中枢都市圏ビジョンの推進に取り組む。 | 甲と連携して、連携中枢都市圏ビジョンの推進に取り組む。 |
| 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成 | 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成を図るため、起業支援等、各種連携事業に取り組む。 | 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成を図るため、圏域の中心的作用を担うとともに関係町村との連携を推進する。 | 甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。 |
| 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大 | 地域資源の活用による地域ブランド育成や販路拡大等、地域経済の裾野拡大を図るため、各種連携事業に取り組む。 | 地域資源の活用による地域ブランド育成や販路拡大等、地域経済の裾野拡大を図るため、圏域の中心的作用を担うとともに関係町村との連携を推進する。 | 甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。 |
| 戦略的な観光施策の展開 | 圏域の観光資源を活用した魅力向上や情報発信等、圏域への誘客拡大を図るため、各種連携事業に取り組む。 | 圏域の観光資源を活用した魅力向上や情報発信等、圏域への誘客拡大を図るため、圏域の中心的作用を担うとともに関係町村との連携を推進する。 | 甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。 |

2 高次の都市機能の集積・強化

| 連携施策 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|----------------|--|--|----------------------------|
| 高等教育・研究開発の環境整備 | 高等教育機関等と連携し、人材育成及び地域振興に向け、各種連携事業に取り組む。 | 高等教育機関等と連携した人材育成及び地域振興に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村との連携を推進する。 | 甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。 |

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

| 連携施策 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|------------|---|---|----------------------------|
| 地域医療 | 地域医療の充実を図るため、地域の医療従事者に対する研修や医療機器の共同利用等、各種連携事業に取り組む。 | 地域医療の充実を図るため、地域の医療従事者に対する研修や医療機器の共同利用等、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村との連携を推進する。 | 甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。 |
| 介護 | 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の構築に向けた支援等、各種連携事業に取り組む。 | 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の構築に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村との連携を推進する。 | 甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。 |
| 保健・福祉 | 子育て環境の充実、高齢者や障害者への支援、健康寿命延伸に向けた取組等、保健・福祉の向上を図るため、各種連携事業に取り組む。 | 子育て環境の充実、高齢者や障害者への支援、健康寿命延伸に向けた取組等、保健・福祉の向上を図るため、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村との連携を推進する。 | 甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。 |
| 教育・文化・スポーツ | 学校教育や社会教育環境等の充実を図るため、各種連 | 学校教育や社会教育環境等の充実を図るため、圏域の | 甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。 |

| | | | |
|------|--|---|----------------------------|
| | 携事業に取り組む。 | 中心的な役割を担うとともに関係町村との連携を推進する。 | む。 |
| 地域振興 | 地域のにぎわい創出等、地域振興に向け、各種連携事業に取り組む。 | 地域のにぎわい創出等、地域振興に向け、圏域の中心的な役割を担うとともに関係町村との連携を推進する。 | 甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。 |
| 災害対策 | 災害時応援体制の整備や人材育成等、防災体制の充実を図るため、各種連携事業に取り組む。 | 災害時応援体制の整備や人材育成等、防災体制の充実を図るため、圏域の中心的な役割を担うとともに、関係町村との連携を推進する。 | 甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。 |
| 環境 | 陸奥湾をはじめ自然環境の保全を図るため、各種連携事業に取り組む。 | 陸奥湾をはじめ自然環境の保全を図るため、圏域の中心的な役割を担うとともに、関係町村との連携を推進する。 | 甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。 |

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

| 連携施策 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|---------------------|---|---|----------------------------|
| 移住促進 | 移住・定住の促進を図るため、圏域の情報発信や移住相談体制の充実等、各種連携事業に取り組む。 | 移住・定住の促進を図るため、圏域の中心的な役割を担うとともに、関係町村との連携を推進する。 | 甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。 |
| 結びつきやネットワークの強化に係る連携 | 結びつきやネットワークの強化に係る分野の充実を図るため、消費生活相談や啓発の実施等、連携中枢都市圏構想の趣旨に沿うものに取り組む。 | 結びつきやネットワークの強化に係る分野の充実を図るため、消費生活相談や啓発の実施等、圏域の中心的な役割を担うとともに、関係町村との連携を推進する。 | 甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。 |

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

| 連携施策 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|-------|---|--|----------------------------|
| 人材の育成 | 圏域職員の資質等の向上を図るため、合同職員研修や職員の人事交流等、各種連携事業に取り組む。 | 合同職員研修や職員の人事交流等、圏域職員の能力向上のため、圏域の中心的な役割を担うとともに、関係町村との連携を推進する。 | 甲と連携して実施する事業について、協力して取り組む。 |

